

教育委員会 5 月定例会 報告

1 開催日時

令和 2 年 5 月 2 7 日 (水) 1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 2 5

2 出席者

委員 渡邊 敬
佐古 順子
中嶋 剛
前田 愛
教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監	西村 一孔	教育次長	吉村 武史
教育総務課長	三岳 和裕		
教育総務課参事 (学校給食センター所長)			出口 孝
学校教育課長	橋口 智秀	学校教育課参事	刈山 弘全
社会教育課長	喜々津 武利	図書館長	鈴川 章子
図書館参事 (副館長)	白石 勝己	文化振興課長	大野 安生
文化振興課参事 (歴史資料館長)			今村 明
		教育総務課課長補佐	深江 美穂

3 議事

《議案》

- 第 2 9 号議案 令和 2 年度大村市一般会計補正予算 (第 3 号) について
第 3 0 号議案 専決処分の承認について (長崎県大村市立小・中学校処務規則の一部改正)
第 3 1 号議案 専決処分の承認について (夏季休業日における授業日の設定)
第 3 2 号議案 大村市公民館運営審議会委員の委嘱について
第 3 3 号議案 大村市図書館協議会委員の委嘱について
第 2 8 号議案 専決処分の承認について (招致外国語指導助手任用規則の一部改正)

《協議・報告事項》

- (1) 専決処分の報告について (大村市立小学校における窓の落下事故の和解について)
(2) 令和 3 年度使用中学校教科用図書採択について

4 議事録

教育長	<p>ただいまから令和2年5月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>嶋崎委員から欠席の連絡がっておりますが、本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。</p> <p>第29号議案は予算に関する議案ですので、秘密会議とし、議事日程の後半にしたいと思いますが、議事日程及び秘密会議の取り扱いについて、御異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、承認することといたします。
教育長	<p>続きまして、議事日程2、教育長報告を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議等が中止となりましたので、報告事項は特にございませぬ。</p> <p>各委員から、何か報告はありませんか。</p>
全委員	ありません。
教育長	それでは、議事日程3、「第30号議案」を議題とします。事務局の説明を求めます。
学校教育課長	<p>第30号議案専決処分の承認についてでございます。資料の2ページをご覧ください。長崎県大村市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、委員会の承認を求めるものでございます。6ページからの新旧対照表で説明いたします。長崎県大村市立小・中学校処務規則ということで、題名に長崎県がついておりましたが、市の他の規則等に合わせまして、長崎県を削除いたします。次に、出席簿の様式でございます。これは、本年度から統合型校務支援システム、C4th（シーフォース）を導入しましたが、これに様式が搭載されておりますので、そちらを使用することになり、この様式第3号は使われなくなるため、削除いたします。このように様式変更がっております。それから7ページの着任のところでは、新規採用者など着任した時には直ちに着任届様式第9号を提出しなければならぬとなっていましたが、事務処理の簡略化から履歴書を5日以内に提出をする、それをもって着任届に代えるということになっております。それから、その下の文書の収受及び配布についてですが、ここに親展電報という電報についての記載がございました。それから8ページにも電報についての記載がございましたが、最近ほとんど電報による文書がございませんので、修正を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいま、第30号議案について説明がありました。御質問等ありませんか。

学校教育課長	追加で説明がございます。統合型校務支援システムの導入によって、文言の修正又は様式の省略があります。7ページ、出勤簿のところに職員の勤務報告書、様式第8号がありました。これもC4t hを導入したことで、削除となります。以上でございます。
教育長	この様式を省略したものについてですが、具体的に集約したものは、誰かのパソコンか、うちのC4t hに入ってきているのでしょうか。
学校教育課長	各学校で一つの表に集約され、集約できたものはこちらに提出されます。
教育長	それは、紙媒体でしょうか
学校教育課長	データで提出されます。
教育長	そうですね。それが紙媒体だったら止めた方がいいですね。そういうことはしないように、全部システム化するようにしてください。他に御質問等ございませんか。
全委員	ありません。
教育長	何とか順調に今のところは流れているようですけれども、試行錯誤しながら先生方も頑張っておられます。早く慣れるように応援したと思います。質問ありませんので終結いたします。御意見等ありませんか。
教育長	意見がなければ、これで終了いたします。採決します。第30号議案について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり承認することとします。次に第31号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
学校教育課長	第31号議案専決処分の承認についてでございます。夏季休業日における授業日の設定について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、教育委員会の承認を求めるところでございます。資料11ページでございます。7月末の21日、22日、27日、28日、29日、30日、31日の7日間、授業日を設定し、給食を実施して、午前、午後の一日日課で授業時数を確保するというところでございます。これまでは、7月20日に終業式を予定しておりましたが、それを7月31日金曜日に終業式を実施するというところで、これは各学校統一をして、お願いをしているところでございます。下に留意事項として記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症だけではなく、熱中症等についても大変心配される時期でございますので、これまでと同様予防策を講じるようお願いをしております。それから、年間の行事計画、授業実施計画というの、先ほどの総合教育会議でも委員から御指摘がありました。授業未履修がないよう、計画的に実施するよう各校に依頼しているところでございます。それから新たな三学期制導入で計画されておりました8月末の4日間については4日間とも給食を実施いたしま

	<p>す。半日日課にするのか、1日日課にするのかは各小中学校の事情が異なると思われますので、学校裁量としています。いずれも給食は実施します。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ただいま、第31号議案について説明がありました。御質問等はありませんか。</p>
教育長	<p>7月は1日日課で8月末は半日日課か1日日課かは、学校裁量でということですね。</p> <p>最近、保護者の方が学校や学校長に相談せず、直接、市長や市議会議員の方に相談や苦情を言われることがあり、その話が、教育委員会に届き、教育委員会から学校へ連絡するというケースが見受けられます。まずは自分の子どもが通っている学校に相談をし、学校で解決できない場合は、教育委員会にご相談いただく。これが通常の流れではないでしょうか。いかがでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>確かに新型コロナウイルス感染症関連でも多方面から御意見をいただいているところでございます。その中の一つとして議員さんを通じて感染症対策の在り方、対応の仕方について御意見をいただいているところでございます。最近でいいますと、マスクを着用した体育の授業、これについてはつい先日、国から通知がきたところです。それまでは基本的には全ての授業、体育も含めてマスクをして授業をするというのが原則でしたが、その通知では体育の授業については、マスクの着用はしなくてもいいというふうになっております。ただし、対人距離は2メートルを確保するようになっています。ただ、体育の授業ではマスクをしなくていいということだけを捉えられて、まだ市内の小中学校ではマスクを着用しているじゃないかということ、議員さんにおっしゃられて巡りまわって、市教委に話が来るとということもございませぬ。保護者の方にも御理解していただけるよう、対応はして参りたいと思ひます。</p>
教育長	<p>私が確認した中では、そういう通達があつたにもかかわらず体育の中でマスクをしている学校がまだあるじゃないか、と。これは保護者の方が正しいんじゃないかなと思ひていたんですね。それがまだ体育の現場ではマスクをしているんじゃないかと。このことについては現場におろした教育委員会から通達についてはきちんと説明をしないといけな、そこについては我々の反省点でもあると思ひるので、両方で頑張っていかなければいけませんね。</p>
中嶋委員	<p>今、教育長さんがおっしゃいましたけど、本来ならば保護者等が相談等を学校にするべきですよ。まずは担任から。それが筋だとは思ひんですけど。議員さんやその他のルートから、まわりまわって教育委員会にくると。または直接教育委員会にくる場合もある、と。駄目だなど改めて思ひます。これに関してですが、今説明があつた留意事項の中に、夏休み末の4日間は半日か1日間というのは学校に任せる、と。学校長はこの半日か1日かというのを、何で判断をするのでしょうか。その点は明確なものがあるのでしょうか。その点はしっかりしておかないと、あの学校は昼まで帰った、あるいはこの学校は一日授業があつた。これは完全にいろいろな文句は出てくる材料になると思ひます。学校の裁量に任せるということが果たしてきちんとできているかどうか、この点について説明をお願いします。</p>

教育政策監	<p>私の方で聞いている内容としましては、校長会の方で話し合いをされ、小学校は体力的な部分もあって、夏休み明けの4日間は半日で給食までとして、徐々に徐々に慣れさせていった方がいい、と。当初、市教委から後半4日間は半日日程でと、全校にお願いをしておりまして。ところが、中学校のほうは、最初から1日でいける、と。1日日程で実施したいという話でしたので、こういう書き方をしているところがございます。例えば、そうした時に小学校の間でばらつきがあった場合、委員さんがおっしゃったように、ある小学校は半日、ある小学校は1日あるということはやっぱり懸念をもたれるわけでありますから、その点については再度、校長会に確認をとりたいと思います。</p>
教育長	<p>出来れば中学校と小学校の1日と半日については、学校の先生を守るためには、市教委から発信した方がいいのではないかと思います。当然、中学校で半日で帰っていた場合とか、今おっしゃられたとおりで、学校現場の方に伝えていただいて、学校がきちんと根拠を持って授業ができるようにして欲しいですね。お願いになります。</p>
教育政策監	<p>校長会のほうにもう一度投げ返してみたいと思います。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p>
教育長	<p>それでは御質問ありませんので、終結して御意見等があれば、お願いします。</p>
中嶋委員	<p>夏休み、いわゆる1学期を31日までということで設定し、そして、大村独自で最後の4日間は授業を実施すると。これは県下的に見て、大村市は授業時数は多いほうでしょうか。少ないほうでしょうか。それとも標準でしょうか。</p>
教育政策監	<p>年度当初、新たな3学期制ということで、大村市は夏休み後半4日間授業日にするという状況であれば、授業時数としては、他の市町よりは多かったというふうに思います。</p> <p>ただ、今回、このコロナの臨時休業で、他市町の中でも、7月の1週間と8月末も1週間とか、そういう市町も出てきております。大村市は学習指導要領にいられている標準授業時数はしっかりと確保しておりますし、それプラスアルファいろんな学校行事の時数も確保しているということで、普通というふうに言ってもいいのかなと思います。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
前田委員	<p>今から暑くなるので、エアコンのことが気になります。コロナのことがあり、換気をしないといけなから開けっ放しでエアコンを使わないのかなど、学校にはどういう指導をされているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>その件につきましては熱中症予防の観点から、空調設備を使いながら、換気をしてくださいというお願いをしております。1時間で1回程度の換気、できれば、1時間の授業の途中で1回換気をする、これまでもそういうペースでの換気をお願いをしております。今後は空調で気温調節をしながらも、換気を実施するというようお願いをしております。</p>

渡邊委員	新型コロナウイルスに関しましては、学校で幸い出てないし、終息に向かっているとは思いますが、まだ3密というのは解けていないですよ。その場合、学校の席の配置など配慮はされてるんでしょうか。
教育政策監	物理的に学校の教室の広さは決まっておりますし、その一つの教室に何人入れるっていうのも、文科省で決められていますので、いわゆる3密、ソーシャルディスタンスとしては2メートル間隔を取りなさい、最低でも1メートルというようなことで言われてますが、そうすると、教室の中からはみ出てしまう子どもが出てきますので、臨時休業が開けて分散登校をした時に、ある小学校は廊下側の窓を取っ払って廊下に1列作って、距離を確保したという学校もあります。ただ、そうすると先ほど前田委員がおっしゃいました熱中症、廊下にいる子どもたちに熱中症の心配が出てきますので、どうしたらいいだろうかと考えておりました。先ほどの総合教育会議の中でも話が出ましたが、文科省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、新しい生活様式というガイドラインが示されており、この中でレベル1からレベル3まで分けられています。レベル3は、生活圏内の状況が特定（警戒）都道府県に相当する感染状況である地域、例えば今回で言えば東京都や北海道など最後の最後まで解除がなかなかできなかったところ、レベル2は、生活圏内の状況が感染拡大注意都道府県に相当する感染状況である地域。それに準ずるような福岡県など。レベル1は、生活圏内の状況が感染観察都道府県相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの。新規感染者が一定程度確認されるけれども、きちんと感染経路を特定できるというようなものですね。これは、本県になるんじゃないかなと思うんですが、大村市はもう完全にレベル1、感染者ゼロの状況ですから、そうなった時の席の配置については2メートルではなくて、80センチから1メートルぐらいで構わないということになります。教室を考えたときに、それだと最大限引っ張って取れます。ソーシャルディスタンスもそうですけど、とにかくしっかり換気をやるようにと、学校に指導しております。以上でございます。
渡邊委員	マスクの着用についてはどうでしょうか。
教育政策監	マスクは必ず着用をするということになっています。手洗い、うがい、マスク。教師も必ずつけるということで、指導しております。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、また御意見があれば、後で伺いたいと思います。意見を終了いたします。それでは採決します。第31号議案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	次に第32号議案を議題とします。事務局の説明をお願いします。

社会教育課長	<p>第32号議案、大村市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。資料の12ページをお願いいたします。社会教育法第30条第1項の規定により、大村市公民館運営審議会委員を委嘱することについて、教育委員会の審議を求めるものでございます。委員の氏名等は記載のとおりでございます。全員の任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年となっております。大村市公民館条例第4条第4項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱するとされております。内訳としましては、学校教育1名、社会教育5名、家庭教育1名、学識経験3名となっております。今回は任期満了に伴う改選となっており、10名中1名が新任となっております。以上が大村市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま、第32号議案について説明をいたしました。何か御質問等ありませんか。今回、1名の方が新任ということですね。</p>
社会教育課長	<p>はい。</p>
教育長	<p>御質問がなければ、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>質疑を終結します。御意見等ありませんか。意見がなければ、これで終了いたします。採決します。第32号議案について原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>御異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。次に第33号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
図書館長	<p>第33号議案、大村市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。資料の13ページをお願いいたします。図書館法第15条の規定により、大村市図書館協議会委員の委嘱について、教育委員会の審議を求めるものでございます。委員の氏名等は記載のとおりでございます。委員の任期については、大村市立図書館条例第3条第4項の規定により、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。大村市立図書館条例第3条第3項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大村市教育委員会が任命するとされております。今回は任期満了での改選となります。改選前の委員は9名ですが、今回お諮りしている委員は7名です。学校教育の関係者1名、社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者3名、学識経験者1名となっております。残りの2名につきましては、後日、大村市公民館運営審議会及び社会教育委員会から1名ずつ推薦いただきますので、また改めて御審議をお願いすることになります。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま、第33号議案について説明がありました。何か御質問ありませんか。この委員は9名の枠なんですね。</p>

図書館長	はい、委員は9名ですが、今回は7名となっております。
教育長	公民館審議会や社会教育委員からの選出となっておりますけど、本当はこの表は枠を作って空けておかないといけないのではないのでしょうか。
図書館長	申し訳ございません。
教育長	そうしないと委員の委嘱はこれで終わりということになってしまいます。次回からそういう形を出していただけますか。今、説明があったのでわかりましたけどね。よろしく願いいたします。今後は、先ほどの公民館運営審議会の方も、一人一人審議を行うこともありますので、表の左側にナンバーをつけるようにしてください。
図書館長	はい。
教育長	社会教育課長も、よろしく願いいたします。
社会教育課長	はい。
教育長	他に何か御質問ありませんか。
全委員	はい。
教育長	それでは、質問を終結いたします。採決します。第33号議案については原案のとおり決定することによろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。

◎自由討論 なし

◎協議報告事項

- (1) 専決処分の報告について（大村市立小学校における窓の落下事故の和解について）、教育総務課長から報告があった。
- (2) 令和3年度使用中学校教科用図書採択について、学校教育課長から説明があった。

6月定例教育委員会 6月17日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして令和2年5月教育委員会定例会を終了します。 17時25分
-----	--